

## 3-1 (1)

## 平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）（案）

| 審議テーマ（担当）                                 | 現行基本計画の該当項目（概要）   |
|---|---|
| 統計作成の効率化及び報告者負担の軽減①（行政記録情報等の活用）<br>(第3WG) | <p>第3-1 効率的な統計の作成</p> <p>(1) 行政記録情報等の活用</p> <p>◇ 本文には、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増す中、統計精度の維持向上、報告者の負担軽減・統計作成の効率化等を図るため、①過去の答申等において行政記録情報等の活用が指摘されている事項の検討、②統計調査計画の策定に当たって、当該統計の整備に活用できる行政記録情報等の有無を事前に調査・検討することの原則化、③行政記録情報等の直接的な利用が困難な場合、統計作成機関が費用等を負担し、当該保有機関による特別集計を行うことの原則化及び④統計作成における行政記録情報等を活用することの有用性等についての国民の理解の促進など、行政記録情報の活用環境を整備するための方策を検討することを記述</p> <p>◇ 別表には、税務データの特別集計結果を統計調査の欠測値等の推計や補完に活用するための課題等を検討することに加え、本文に記述された事項とほぼ同内容の個別措置を記述</p> |
| 平成24年度統計法施行状況報告の概要                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政記録情報等の活用については、「実施困難」と自己評価している1事項を除き指摘に沿った取組が進められているほか、事前に行政記録情報等の活用についての確認・検討の原則化についても着実に対応している。また、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」を継続的に実施し、「事業所母集団データベースの活用に関する検討会議」を活用した情報共有も実施していることから、「実施済」又は「継続実施」との自己評価</li> <li>○ 一方で、特別集計による税務データの活用については、昨年度の施行状況報告の審議結果を踏まえ、地域や業種を限定するなどしたデータに基づいた検証を行うための検討中であることから、「実施予定」との自己評価</li> </ul>  |
| 平成24年度統計法施行状況報告の評価                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政記録情報等の活用については、おおむね計画に沿った取組が進められており、所期の目的を達成しているが、更なる取組の推進を図ることが必要。また、税務データの特別集計結果の活用については、昨年度の指摘を踏まえた取組が行われているものの、検証作業中であり、その検証結果を注視することが必要</li> </ul>   |
| 次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政記録情報等の活用は、正確な統計作成のみならず、効率的な統計作成や報告者の負担軽減という観点からも、その重要性は高まっており、継続的な取組が必要</li> <li>○ また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる「マイナンバー法」）の成立を受け、その動向の把握や統計における活用余地等を検討することも必要</li> <li>○ なお、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年6月14日閣議決定）においても、統計データの透明化・オープン化等を、次期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることと規定</li> </ul> <p>〈基本的な考え方〉</p>   |

|          |  |
|----------|--|
|          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「行政記録情報等の活用についての確認・検討の原則化」及び「直接的な利用が困難な場合の特別集計による活用についての確認・検討の原則化」については、基本的な取組として更なる定着の促進を図る。</li> <li>○ 特別集計による税務データの活用については、現在実施中の検証結果を踏まえて、更なる活用の余地等を検討する。</li> <li>○ また、政府が保有する行政記録情報等の統計作成への活用について、オープン化の推進を図る観点から、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」の継続・充実を図るとともに、行政記録情報等の活用推進に関する課題を整理し、その課題解決に取り組むことが必要</li> </ul> |
| 備考（留意点等） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「税務データの特別集計結果の活用」及び「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」に関連する事項については、個別の取組事項として整理</li> </ul>  |

## 平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）（案）

| 審議テーマ（担当）   | 現行基本計画の該当項目（概要）  |
|---|--|
| 統計作成の効率化及び<br>報告者負担の軽減②<br>(オンライン調査の推進)<br>(第3WG) | 新規事項   |
| 平成24年度統計法施行状況報告の概要                                | —  |
| 平成24年度統計法施行状況報告の評価                                | —  |
| 次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近年のIT技術の急速な発展に伴う高度情報化社会の到来や、調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、正確かつ効率的な統計を作成するとともに報告者の負担軽減を図る観点から、統計調査におけるオンライン調査の導入とオンライン回答の促進が重要な取組となっており、次期基本計画において、その推進を図ることが必要</li> <li>○ また、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年6月14日閣議決定）においても、世界最高水準の電子政府の実現に向け、オンライン調査の徹底等を、次期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることと規定</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 統計作成の効率化、多様な報告方法を提供することによる報告者の利便性の向上の観点等から、所管統計調査におけるオンライン調査導入を検討することを原則化する。</li> <li>② オンライン調査の導入に当たっては、重点化を図るとともに、導入後はオンライン回答率の向上策の検討を行い、各調査のオンライン化の取組を推進する。また、オンライン調査に関連するプログラム開発やランニングコスト等の必要なコストも十分勘案する必要がある。</li> <li>③ 総務省は、各府省の取組を支援するため、各府省におけるオンライン調査の導入状況や課題等に係る情報共有を行うとともに、政府統計オンライン調査総合窓口の機能の改善・拡充等府省横断的な基盤整備に向け充実を図る。</li> <li>④ パソコン以外のモバイル機器の利用も可能とするなどIT技術の普及状況を勘案した対応を推進する。</li> </ol> |

|          |  |
|----------|--|
| 備考(留意点等) | <p>○ オンライン調査の導入率は、平成23年度に約54%（220調査中119調査）となっており、着実に増加しているものの、回答率は調査の報告者（公的機関、事業所・企業、世帯等）やその規模等によって区々となっている状況。</p> |
|----------|--|

## 平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）（案）

| 審議テーマ（担当）                                       | 現行基本計画の該当項目（概要）  |
|---|--|
| 統計リソースの確保及び有効活用①<br>(統計リソースの充実のための取組)<br>(第3WG) | <p>第3－2 統計リソースの確保及び有効活用</p> <p>(1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本文には、我が国の統計部門における予算・定員枠が各府省の中で優先順位が必ずしも高くない現状や、統計の信頼性の確保並びに新たな統計の整備及び提供に対応するため、統計リソース（公的統計の作成・提供のための予算及び人員）を確保し、有効活用することで、社会の情報基盤にふさわしい統計を政府が責任をもって提供することを記述</li> <li>◇ 別表には、①政府全体の調整機能の発揮、②各府省の取組、③各府省の取組への支援、④府省横断的な統計ニーズへの対応についての具体的な措置、方策を記述</li> </ul>   |
| 平成24年度統計法施行状況報告の概要                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計リソースの確保等については、「実施困難」と自己評価している1事項を除き、既存統計の見直し・効率化、必要なリソースの確保、リソースに関する情報共有等継続的な取組を行っていることから、「継続実施」との自己評価</li> <li>○ 一方で、専門家集団の編成については、昨年度の施行状況報告の審議結果を踏まえ、統計リソースWGで検討が行われたものの、①各府省の検討会による専門家集団の一部機能の代替、②専門家集団編成の具体的ニーズがない、③各府省における人員派遣等の余裕がないなどから、専門家集団の編成に替えて、既存の組織・機能等を活用すべきという結論を得たことから、「実施困難」との自己評価</li> </ul>  |
| 平成24年度統計法施行状況報告の評価                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計リソースの確保等については、おおむね計画に沿った取組が進められている。一方、専門家集団の編成については、専門家集団の編成自体は「実施困難は妥当」と評価するものの、専門家集団の編成の目的としていた新たな統計の作成や調査実施計画の策定等の支援については、既存の組織・機能等を活用する方策を検討することが必要</li> </ul>  |
| 次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会の情報基盤として必要な統計を提供することは、政府の基本的な責務の一つであり、社会の情報基盤としてふさわしい統計を、政府が責任をもって提供するために、統計リソースの確保に努め、有効活用を図ることが重要かつ不可欠なものであることから、継続的な取組が必要</li> <li>○ &lt;基本的な考え方&gt;</li> <li>○ 統計リソースの確保等については、基本的な取組方針として不断の努力を行う。また、専門家集団の編成に代わる既存の組織・機能等の活用については、総務省統計研修所の研究機能を整備・充実するなどして、各府省の新たな統計の作成、調査実施計画の策定等を支援することについて検討する。さらに、統計の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等中核的な役割を果たすことが期待される（独）統計センターのリソースを確保するよう努力することが必要である。</li> </ul> |
| 備考（留意点等）  |  |



## 平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）（案）

| 審議テーマ（担当）   | 現行基本計画の該当項目（概要）  |
|---|--|
| 統計リソースの確保<br>及び有効活用②<br>(調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携)<br>(第3WG) | <p>第3－2 統計リソースの確保及び有効活用</p> <p>(2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本文には、①地方公共団体の統計部局は、当該地方公共団体における統計の整備・提供を推進するとともに、実査機関として基幹統計における真実性・統一性の確保に重要な役割を担っていること、②これらの実査機関では、担当職員数の削減や業務量の変動、更に統計調査員の確保難等の課題が生じ、その解決が必要なこと、③この課題を解決し、実査体制の機能維持を図るためにには、国と地方公共団体の連携が必要不可欠となっていることなどを記述</li> <li>◇ 別表には、①地方公共団体を経由する必要がある調査の範囲の精査、見直し、②地方公共団体の統計部局における業務量の平準化、③地方別表章の充実等、④統計調査事務地方公共団体委託費の基準単価等の見直し、⑤地方公共団体の統計部局が必要な人材が確保できるための支援、⑥統計調査員の待遇改善等についての具体的な措置、方策を記述</li> </ul> |
| 平成24年度統計法施行状況報告の概要  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実査体制の機能維持等については、地方公共団体を経由する調査の範囲の精査、見直し、各府省で行われる統計調査の年間業務スケジュールの提供、地方公共団体に対する技術的支援、統計再任職員の対象範囲等の見直し、統計調査員の役割の周知等が行われていることから、「継続実施」との自己評価</li> </ul>   |
| 平成24年度統計法施行状況報告の評価  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実査体制の機能維持等については、おおむね計画に沿った取組が進められているものの、その現状や役割からみて、更なる取組の充実を図ることが必要</li> <li>○ また、基幹統計調査の結果は、地方公共団体においても活用されている重要なデータであり、現行計画にも盛り込まれているように、国と地方公共団体が連携を強化して、統計の作成・提供に取り組むことが必要</li> </ul>  |
| 次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体の統計部局は、基幹統計の作成・提供に当たって重要な役割を担っているのみならず、地域の視点からの改善にも大きく寄与している。また、統計調査員による調査は、調査票の回収率や記入内容の正確性が高まるなど統計調査の確実性及び統計内容の正確性の確保に大きく寄与しており、実査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携は重要かつ不可欠なものであることから、継続的な取組が必要<br/>&lt;基本的な考え方&gt;</li> <li>○ 実査体制の機能維持等については、基本的な取組方針として更なる定着の促進を図るとともに、①地方公共団体を経由する調査については、調査対象も勘案した適切かつ効率的な調査手法の検討、②業務量を平準化するための中長期的な取組、③地方表章の充実のための更なる支援等が必要</li> </ul>  |
| 備考（留意点等）  |  |



## 平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）（案）

| 審議テーマ（担当）  | 現行基本計画の該当項目（概要）   |
|--|---|
| 統計リソースの確保<br>及び有効活用③<br>(統計職員等の人材<br>の育成・確保)<br>(第3WG) | <p>第3－2 統計リソースの確保及び有効活用<br/>       (3) 統計職員等の人材の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本文には、公的統計の作成においては、その作成に携わる職員の専門的能力を育成・確保することが重要であるものの、公務員制度等の制約もあり、専門性の高い職員の育成等が困難な状況を踏まえ、我が国の統計作成組織全体として、その改善を図ることを記述</li> <li>◇ 別表には、①中核的職員の計画的な育成・確保の推進、②国際社会において貢献できる人材の育成・確保の推進、③人材の育成・確保に向けた研究の実施の具体的な措置、方策を記述</li> </ul>                              |
| 平成24年度統計法施行状況報告の概要                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計職員等の人材の育成・確保については、①人事評価における業績評価目標の設定、②実務能力向上のための研修の充実、③各府省間の情報共有、④国際対応能力向上のための方策の推進等の取組を継続的に実施する必要があることから、「継続実施」との自己評価</li> </ul>  |
| 平成24年度統計法施行状況報告の評価                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計職員等の人材の育成・確保については、おおむね計画に沿った取組が進められているものの、統計職員等の量的な拡充が困難な中、質の向上を図る観点から、更なる統計職員等の人材の育成の充実を図ることが必要</li> </ul>  |
| 次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公的統計の作成においては、その作成に携わる職員が専門的能力を発揮することが重要であり、我が国の統計作成組織全体としても、専門性の高い人材を育成し、確保することは必要である。このため、これまで以上の人材の育成・確保を意識した人事交流や研修の充実等について、継続的な取組が必要<br/>       &lt;基本的な考え方&gt;</li> <li>○ 統計職員等の人材の育成・確保については、基本的な取組方針として更なる定着の促進を図る。また、総務省統計研修所については、統計職員等の人材育成において重要な役割を担っていることから、研修内容等の充実及び人材育成支援のための機能の拡充について検討する。</li> </ul> |
| 備考（留意点等）   |   |



## 平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）（案）

| 審議テーマ（担当）   | 現行基本計画の該当項目（概要）  |
|---|--|
| 統計リソースの確保<br>及び有効活用④<br>(災害発生時等の備<br>え)<br>(第3WG) | <p>第3-2 統計リソースの確保及び有効活用</p> <p>(1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用（「緊急ニーズへの対応」部分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本文には、緊急のニーズに的確に対応した統計の作成に当たっては、統計リソースの有効活用方策を検討することを記述</li> <li>◇ 別表には、緊急ニーズが生じた際、行政記録情報等及び既存の統計調査結果の特別集計による活用や、承認審査事務の簡素化・迅速化等を行うよう記述</li> </ul>  |
| 平成24年度統計<br>法施行状況報告<br>の概要                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災による被災県の人口移動への影響の分析、就業に関する影響、復興状況を把握するための統計データ等の提供等に、継続的に取り組んでいることから、「継続実施」との自己評価</li> <li>○ 平成24年度中に該当事例はなかったものの、緊急のニーズが生じ、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務の簡素化・迅速化を図るとしていることから、「継続実施」との自己評価</li> </ul>  |
| 平成24年度統計<br>法施行状況報告<br>の評価                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急ニーズへの対応については、東日本大震災という未曾有の災害の中で、各調査実施者及び実査を担当する地方公共団体が正確な統計の提供等に尽力したことを評価。一方で、大震災に際して講じられた特別な措置や国民への情報提供等における課題については、各府省が個別に対応するものと府省横断的に対応するものに整理し、更なる取組の推進を図ることが必要</li> </ul>   |
| 次期基本計画に<br>おける取り扱い<br>及び基本的な考<br>え方               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公的統計は、大規模災害等の発生時に、被害状況の把握・影響の推計にとどまらず、その後の復興計画の策定や復興状況を評価する際のデータとしても活用されるなど、重要な役割を担っている。東日本大震災に係る統計関係の施策等に関する調査研究の結果によれば、①災害時のリソースの想定や府省・県間の情報連携などの体制面、②調査員の安全確保などの実査面及び③集計・公表面における課題等がみられることがから、これらの課題解決に向けた取組が必要</li> </ul> <p>＜基本的な考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記の調査研究の結果等を基に今後の大規模災害発生時の対応に向けた課題を抽出し、個別調査ごとに対応するものと府省横断的に対応するものに整理した上、それぞれ具体的な対応方策の検討を行う。</li> <li>○ また、この検討に当たっては、災害発生時の対応について、日頃から調査関係者の自覚・判断力を養うような方策についても検討する。</li> </ul> |
| 備考（留意点等）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災県からは、単にマニュアルの作成・配布にとどまらず、日頃から自覚・判断力を養うような取組が必要と提言</li> <li>・ 現行の基本計画では、地震等の災害への対応を含めた「緊急ニーズへの対応」を想定していないため、新たな項目建てをした上で、内容の充実を図る。</li> </ul>  |



## 平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）（案）

| 審議テーマ（担当）                                | 現行基本計画の該当項目（概要）  |
|--|--|
| 統計リソースの確保及び有効活用⑤<br>(民間事業者の活用)<br>(第3WG) | <p>第3-1 効率的な統計の作成<br/>(2) 民間事業者の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本文には、新たな統計作成ニーズに的確に対応していくため、これまで以上に積極的かつ効果的に民間事業者を活用していくことが必要。一方、民間事業者の活用に当たっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等が前提であることや、公的統計の企画立案業務の中核的業務は国が自ら行うことが適当であることに留意するよう記述。さらに、郵送による実査業務や照会対応業務等の民間事業者が優れたノウハウやリソースを持つ業務については、積極的に民間事業者を活用する。一方で、国の統計全体の精度や国政の運営に支障が生じるおそれがある調査員による実査業務は慎重に検討するよう記述</li> <li>◇ 別表には、①民間事業者の積極的な活用に関する検討状況の確認、②適正な管理のためのガイドラインの改定、③統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法についての検討の場の設置、④民間事業者団体等との意見交換の実施等具体的な措置、方策を記述</li> </ul>       |
| 平成24年度統計法施行状況報告の概要                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間事業者の活用については、①総務省による承認審査時及び内閣府統計委員会による審議時に民間事業者の活用に関する検討状況を確認しているほか、②統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法については品質保証ワーキンググループにおいて検討中、また、③民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検討を行うための民間事業者団体等との意見交換を実施していることから、「継続実施」との自己評価</li> </ul>   |
| 平成24年度統計法施行状況報告の評価                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間事業者の活用については、おおむね計画に沿った取組が進められているが、更なる充実を図るため、今後も継続的な取組が必要。この取組に当たっては、公的統計のプロセス保証の導入・活用について検討し、民間事業者の適正な管理に努めるよう留意</li> </ul>  |
| 次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 限られた統計リソースの有効活用や実査機関の業務負担軽減の観点から、平成24年度に実施した249統計調査中205統計調査（全体の82.3%）において、何らかの事務を民間事業者が実施するなど、民間事業者の活用は着実に増加しており、今後とも積極的かつ適正に民間事業者を活用することが必要</li> <li>○ しかしながら、民間事業者の活用に当たっては、公的統計の作成の最終的な責任は作成主体が担うものであり、国が行う重要な統計調査については企画立案業務等の中核的業務は国自らが行う必要がある。特に、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に支障が生じるおそれがある調査については、慎重かつ十分に検討すべきこと<br/><b>&lt;基本的な考え方&gt;</b></li> <li>○ 民間事業者の活用については、基本的な取組方針として更なる定着の促進を図る。また、公的統計の品質保証に係るプロセス保証導入の検討結果を活用し、適正な仕様書の作成等を支援するため民間事業者活用ガイドラインの改定を検討する。</li> </ul> |

|          |  |
|----------|--|
| 備考（留意点等） |  |
|----------|--|

## 平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）（案）

| 審議テーマ（担当）                                 | 現行基本計画の該当項目（概要）   |
|---|---|
| 統計調査環境の改善<br>①<br>(統計ニーズの的確な把握)<br>(第3WG) | <p>第3－3 経済・社会の環境変化への対応</p> <p>(1) 統計ニーズの継続的な把握・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本文には、時代の変化や社会のニーズに対応した公的統計の整備及び提供を行う観点から、各府省が従来から実施してきた取組に加え、統計利用者の要望等を幅広く把握するとともに、統計利用者との意見交換の場を設け、府省横断的な統計の整備・改善に反映することが必要と記述</li> <li>◇ 別表には、内閣府統計委員会委員と統計利用者等との意見交換を実施すること、利用者ニーズを把握するに当たっては、「政府統計の総合窓口」(e-stat)を活用について記述</li> </ul>   |
| 平成24年度統計法施行状況報告の概要                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成25年3月に「統計委員会委員と統計利用者との意見交換会」を実施するなど、毎年度継続的な取組を行っていることから、「継続実施」との自己評価</li> <li>○ また、e-Statを活用し、「統計ニーズに係るアンケート」を行い、統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズを継続的に把握していることから、「継続実施」との自己評価</li> </ul>  |
| 平成24年度統計法施行状況報告の評価                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計のニーズの継続的な把握・活用については、統計委員会における統計利用者からの意見聴取、e-Statを活用した統計ニーズに係るアンケートの実施等具体的な取組が行われている</li> <li>○ 統計委員会と統計利用者との意見交換会については、交換会が活性化する方策を検討すること、また、統計ニーズに係るアンケート調査については、各府省窓口との連携強化など新たな取組を検討することが必要</li> </ul>  |
| 次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 時代や社会の変化に適切に対応した公的統計の整備及び提供を行っていく上で、統計利用者等のニーズを把握することが重要である。ニーズを的確に把握するに当たっては、情報通信技術等の更なる活用や府省横断的なニーズを把握できる仕組みの検討を行うなど継続的な取組が必要</li> </ul> <p>＜基本的な考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計のニーズの継続的な把握・活用については、基本的な取組方針として更なる定着の促進を図る。</li> <li>○ 更なる定着の促進を図るに当たって、統計委員会委員と統計利用者等との意見交換会については、報告者、地方公共団体及び政策部局にも対象を拡大するとともに、掘り下げた検討を行うなどの活性化を検討する。また、統計ニーズに係るアンケート調査については、調査票情報等の提供及び活用のニーズを具体的に把握するため、各府省との連携強化方策等を検討する。</li> </ul> |
| 備考（留意点等）                                  |   |



## 平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）（案）

| 審議テーマ（担当）                              | 現行基本計画の該当項目（概要）  |
|--|--|
| 統計調査環境の改善②<br>（統計の品質保証活動の推進）<br>（第3WG） | <p>第3-3 経済・社会の環境変化への対応</p> <p>(2) 統計の評価を通じた見直し・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本文には、統計リソースの有効活用の観点から、既存統計の見直し、統計作成方法の効率化の推進の必要性を記述。この見直し、効率化に当たって、統計の品質の維持・向上の視点とともに、統計調査に対する客観的な評価結果を踏まえた検討の必要性を記述</li> <li>◇ 別表には、具体的に IMF データ品質評価フレームワーク等を基に、統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定し、各府省において上記ガイドラインに基づく自己評価を計画的に実施することにより、公的統計の見直し・効率化を図ることや、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続等を規定することを記述</li> </ul> <p>第3-5 その他</p> <p>(3) 統計の中立性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本文には、公的統計に対する国民の信頼を確保し、質の高い優れた統計を作成・提供する観点から、作成及び公表過程の透明化を図ることの必要性を記述</li> <li>◇ 別表には、公的統計の品質保証に関するガイドラインを踏まえた統計作成過程の公表、公表期日前の統計情報を共有する範囲等を定め、公表することを記述</li> </ul> |
| 平成24年度統計法施行状況報告の概要                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計の評価を通じた見直し・効率化については、公的統計の品質保証ガイドラインの策定は実施済、ガイドラインに基づく各府省の自己評価等は継続実施と自己評価し、公的統計に対する品質保証への取組を継続的に実施中</li> <li>○ 公的統計の作成及び公表過程の透明化については、品質保証ガイドライン及び最適化計画に基づく取組を進めており、「継続実施」との自己評価。また、公表期日前の統計情報を共有する範囲等については、各府省で内規を定め、公表していることから、「実施済」との自己評価</li> </ul>  |
| 平成24年度統計法施行状況報告の評価                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公的統計の品質保証に対する取組は、統計の信頼性・有用性の確保・向上及び統計作成過程の透明性の確保に向けた重要な取組であり、時代の変化や社会のニーズに的確に対応した、社会の情報基盤として優れた統計を作成し、提供するためにも継続的な取組が必要</li> <li>○ また、公的統計の品質保証については、公的統計の作成過程の一層の透明化を図り、民間事業者を活用する際の管理にも有効であることから、公的統計のプロセス保証の導入についての検討が必要</li> </ul>  |

|                        |  |
|------------------------|--|
| 次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計の信頼性・有用性の確保・向上及び統計作成過程の透明性の確保に向けた公的統計の取組は、経済・社会情勢の変化のニーズを的確に対応した質の高い統計を作成する上で重要であり、国際的な動向にも一致</li> <li>○ 公的統計の品質保証に係る一層の充実を図る上で、現在、行っているプロダクト保証に加えて、プロセス保証を導入することも重要</li> <li>○ また、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年6月14日閣議決定）においても、統計データの透明化・オープン化等を、次期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることと規定</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 公的統計の品質保証に対する取組については、各府省における取組をベストプラクティスを共有し、自己評価結果の公表等更なる取組の推進を図る。</li> <li>② 公的統計のプロセス保証については、より一層の統計の信頼性・有用性の確保・向上及び統計作成過程の透明性の確保のため有用であることから、国際的な動向や関連学会における研究結果も踏まえ、導入に向けた具体的な検討を進める。</li> </ol> |
| 備考（留意点等）               |  |

## 平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）（案）

| 審議テーマ（担当）   | 現行基本計画の該当項目（概要）  |
|---|--|
| <b>統計調査環境の改善<br/>③（統計に係る広報・啓発活動の充実等）<br/>(第3WG)</b> | <p>第3-3 経済・社会の環境変化への対応<br/>           (3) 統計に対する国民の理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本文には、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増す中、調査対象となる個人や企業等に統計調査への協力を求めるための広報・啓発活動や要請を効果的に実施することや、統計調査に協力することが国民生活の向上や行政運営の改善等につながることを国民に理解してもらうことの重要性を記述</li> <li>◇ 別表には、ホームページ等を通じた広報・啓発活動、マンション・ビル管理の業界団体等への協力要請等具体的な措置、方策や、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方針の検討等を記述</li> </ul>   |
| <b>平成24年度統計法施行状況報告の概要</b>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民・企業への各府省の広報・啓発活動については、ホームページ等の充実、利用者のニーズに応じた対応等の取組を継続的に進めていることから、「継続実施」との自己評価。また、業界団体等に対する統計調査の円滑な実施のための協力要請等も積極的に実施していることから、「継続実施」との自己評価</li> <li>○ 非協力者に対する具体的な対処方針として、平成25年3月に「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を取りまとめていることから、「実施済」との自己評価。また、各府省における非協力者への対処についても、継続的な取組が行われていることから、「継続実施」との自己評価</li> </ul>   |
| <b>平成24年度統計法施行状況報告の評価</b>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民・企業への広報・啓発活動の充実については、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」を踏まえ、各府省におけるホームページの見直しや個別協力要請など、具体的な取組が行われているものの、引き続き取組の充実を図り、統計調査に対する協力意識の向上に向けた取組を継続することが必要</li> <li>○ 非協力的な報告者に対しては、個別に協力を促すなどして統計調査に対する理解を深める取組の継続・充実を図るとともに、「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を参考として、各府省が、所管統計調査の実施状況を十分に検証し、必要な意見交換等を行い、それを踏まえた対処マニュアルを作成し、適切かつ円滑に対応することが必要。なお、非協力者への対処については、様々な検討が必要</li> </ul>                     |
| <b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</b>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政府のみならず、国民・企業にとっても有用な公的統計を作成するためには、統計調査において正確な情報を報告してもらうことが重要。このため、統計調査に協力することが国民生活の向上や行政運営の改善等につながることを国民に正しく理解してもらうための取組の継続・充実を図ることが必要<br/> <b>&lt;基本的な考え方&gt;</b> </li> <li>○ 国民・企業への広報・啓発活動については、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」を踏まえ、取組の充実を図ることを基本的な方針とするとともに、各府省のベストプラクティスの共有を行うなどして、取組の一層の推進を図る。</li> <li>○ 各府省は、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」を踏まえ、「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方</li> </ul> |

|          |   |
|----------|---|
|          | 方」を参考に、府省間で情報の共有を行いつつ、所管統計調査の実施状況を十分に検証した上でマニュアルを作成する。<br>○ 非協力者への対処については、総合的な観点で、引き続き、検討を行う。 |
| 備考（留意点等） |   |

## 平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）（案）

| 審議テーマ（担当）                            | 現行基本計画の該当項目（概要）   |
|--------------------------------------|---|
| 経済調査環境の改善<br>（統計リテラシーの向上）④<br>（第3WG） | <p>第3-3 経済・社会の環境変化への対応<br/>       (3) 統計に対する国民の理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本文には、初等教育から高等教育に至るまでの各段階において、統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育を拡充する必要性を記述</li> <li>◇ 別表には、小・中・高等学校の教員が児童・生徒に対して、統計の有用性や統計調査への協力の重要性に関する教育を適切に行えるよう、教員に対する研修の充実や、教材の提供等を適切に行うことなどを記述</li> </ul>  |
| 平成24年度統計法施行状況報告の概要                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計調査の有用性や統計調査への協力の重要性等について、教員に対する研修並びに児童や生徒が関心を持つような分かりやすい教材の提供及びホームページの掲載内容の改善については、各府省で継続的な取組が行われていることから、「継続実施」との自己評価</li> </ul>   |
| 平成24年度統計法施行状況報告の評価                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計教育については、教員に対する研修内容の充実を図るとともに、各府省ホームページにおける学習サイトの充実・見直し等の取組が進められているものの、統計や統計調査に対する理解を深める観点から、引き続き、統計倫理を重視した統計リテラシーの向上を図ることが必要</li> </ul>  |
| 次期基本計画における取扱及び基本的な考え方                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計の有用性や統計調査への協力の重要性に関する理解を深めるためには、教師等を対象とする実践的な研修、統計の有用性や統計データの活用能力を高めるための教材の提供を行うなど、統計倫理を重視した統計リテラシーの向上が必要であり、更に、統計の重要性について児童生徒が学ぶことが必要</li> </ul> <p>＜基本的な考え方＞</p> <p>統計リテラシーの向上にあたっては以下の取組が必要</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 統計に関する有識者や職員OB等の人材を有効に活用して、統計データを実際に用いたワークショップ型授業の推進を図る。</li> <li>② 総務省政策統括官は、学会や教育関係者等と連携し、教師等の研修参加者が、統計教育の実践方法、統計データを活用した実践事例及び統計教育の重要性を児童に学ばせる方法を体験する研修の機会を、中央だけでなく地方においても拡充していくとともに、統計研修所において統計データの探し方や利用方法等、教育関係者のニーズに即した研修の内容を充実する。</li> <li>③ 学会や教育関係者等と連携し、カリキュラムの開発及び統計データの活用能力を高める教材を作成・開発する。</li> </ol> |
| 備考（留意点等）                             |   |



## 平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）（案）

| 審議テーマ（担当）  | 現行基本計画の該当項目（概要）   |
|--|---|
| <b>統計データの有効活用<br/>①a<br/>(調査票情報等の提供<br/>及び活用)<br/>(第3WG)</b> | <p>第3-4 統計データの有効活用の推進</p> <p>(1) オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本文には、統計に対するニーズが多様化・高度化する中、平成19年の統計法全面改正に際して、諸外国の制度を参考に「統計データの二次的利用」（オーダーメード集計及び匿名データの作成・提供）の制度を新たに整備したことを受け、秘密の保護に配慮しつつ、その推進を図るよう記述</li> <li>◇ 別表には、①二次的利用に関する年度計画の策定・公表、②ガイドラインに基づく適切な事務処理の実施、③ニーズを踏まえたサービスの拡充及び④オンライン利用の検討等を実施するよう記述</li> </ul>  |
| <b>平成24年度統計<br/>法施行状況報告<br/>の概要</b>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 二次的利用については、年度計画の策定・公表や、利用の対象となる統計調査の種類・年次の追加等に継続的に取り組んでいることから、「継続実施」との自己評価</li> <li>○ また、オンライン利用についても、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催し、オンライン利用を可能とする環境整備に向けた検討（論点整理等）を進めていることから、「継続実施」との自己評価</li> </ul>  |
| <b>平成24年度統計<br/>法施行状況報告<br/>の評価</b>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査票情報等の提供及び活用は、一部検討中の事項を除き、おおむね計画に沿った取組が進められているものの、オンライン利用の実施に向けた検討を進めるとともに、他の活用策の検討（データの匿名性や求められるセキュリティレベルに応じた利用者、利用条件及び利用方法等の整理・見直し等）を進め、更なる取組の推進を図ることが必要</li> </ul>   |
| <b>次期基本計画に<br/>おける取扱い及<br/>び基本的な考え方</b>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査票情報等の提供及び活用の推進は、国民の負担によって収集された統計データをより有効に活用する観点から重要な取組であり、現行計画期間中の取組を踏まえ、更なる発展・充実を図ることが必要。また、この調査票情報等の提供及び活用の検討に当たっては、秘密の保護に十分配慮することが必要</li> </ul> <p>＜基本的な考え方＞</p> <p>調査票情報等の提供及び活用については、セキュリティレベルやデータの匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性を勘案した上、統計法制度上の整理を含め、以下の取組を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 調査票情報の提供及び活用については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、現行の調査票情報の貸渡しによる利用方法からオンライン利用やプログラム送付型集計・分析に段階的に移行することとする。また、オンライン利用のためのガイドライン等の整備や、プログラム送付型集計・分析について、技術的検証等の実用化に向けた具体的な検討を推進する。</li> <li>② 匿名データの作成・提供については、利用者のニーズや匿名化の程度と有用性の確保に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行い、サービスの充実を図る。また、年次追加に伴う手続きの簡素化を図る。</li> <li>③ オーダーメード集計については、利用条件を緩和する方向で検討を進めるとともに、利用者のニーズ把握に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行い、サービスの充実を図る。また、検討に当たっては、オンデマンド集計の技術的検証等の実用化に向けた検討を行う。</li> </ol> <p>なお、上記の①～③の取組においては、秘密の保護に十分配慮するとともに、利用に係る事務の効率化・簡素化や利用料金等についての必</p> |

|          |   |
|----------|---|
|          | 要な見直しを図る。   |
| 備考(留意点等) | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本項目は、「統計データ・アーカイブ」の項目と統合し、一体的な取組として検討することが適當。</li></ul> |

## 平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）（案）

| 審議テーマ（担当）                                      | 現行基本計画の該当項目（概要）  |
|--|--|
| 統計データの有効活用<br>①b<br>(統計データ・アーカイブの整備)<br>(第3WG) | <p>第3-4 統計データの有効活用の推進<br/>       (2) 統計データ・アーカイブの整備</p> <p>◇ 本文には、統計データ・アーカイブを通じ匿名データ等の提供を行っているという諸外国の実状に対し、調査票情報の積極的な活用方策が十分検討されておらず、また、各府省で保存している調査票情報の管理も良好とは言えないという我が国の状況を踏まえ、我が国における統計データ・アーカイブの整備に向けて、機能や蓄積する情報の範囲等について検討するよう記述。また、蓄積データの基となる調査票情報等について、政府全体としての統一的な保管のためのガイドラインを策定するよう記述。</p> <p>◇ 別表には、①統計データ・アーカイブの整備に向け、検討会を設置し、二次的利用の在り方を含めた検討を行うこと、②調査票情報等の保管に関するガイドラインを策定し、適切な保管を推進すること等について記述</p>  |
| 平成24年度統計法施行状況報告の概要                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計データ・アーカイブの整備については、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催し、統計データ・アーカイブに期待される機能の視点ごとに論点整理を行うなどの検討を進めているものの、現行基本計画内には結論を得ることは困難なことから、「実施可能」との自己評価</li> <li>○ 調査票情報等の適切な保管については、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」に基づき、各府省において継続的な取組を行っていることから、「継続実施」との自己評価。なお、当該ガイドラインの策定自体については、平成23年度の施行状況報告の審議において、「実施済は妥当」との判断</li> </ul>   |
| 平成24年度統計法施行状況報告の評価                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査票情報等の適切な保管については、計画に沿った取組が進められているものと評価。一方で、統計データ・アーカイブの整備については、検討途上であることから、引き続き整備に向けた検討を行うことが必要</li> </ul>   |
| 次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計データ・アーカイブの整備については、調査票情報等の提供及び活用とも密接に関連する重要な事項であり、これまでの論点整理を踏まえ、引き続き具体化に向けた検討を推進することが必要<br/> <b>&lt;基本的な考え方&gt;</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 統計データ・アーカイブの整備については、調査票情報等の提供及び活用の促進を目的にするとともに、整備対象とする統計データの範囲は、調査票原票を除いた調査票情報等に限定し、調査票情報等を活用する上で必要なデータに付随する関連情報（メタデータ）の整備を拡充する方向で具体的な検討を進め、可能な限り早期に結論を得るよう努める。また、「統計データ・アーカイブ」という名称については、調査票情報等の提供及び活用の促進という整備の目的がより明確になるよう変更を検討する。</li> <li>② 「調査票情報等の保管方法」については、引き続き各府省の適切な実施を徹底する観点から、その必要性や対処方針を基本計画において示す。</li> </ol> </li> </ul> |

|          |  |
|----------|--|
| 備考(留意点等) | <ul style="list-style-type: none"><li>本項目は、二次的利用の促進を目的とする方向で取りまとめたことから「調査票情報等の提供及び活用」の項目と統合し、一体的な取組として検討することが適当。</li></ul> |
|----------|--|

## 平成24年度統計法施行状況審議の結果（整理票）（案）

| 審議テーマ（担当）   | 現行基本計画の該当項目（概要）   |
|---|---|
| <b>統計データの有効活用<br/>②<br/>(政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進)<br/>(第3WG)</b> | <p>第3-5 その他</p> <p>(2) 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本文には、効率的な統計作成、国民等にとって有用なデータの適時な提供及び報告者の負担軽減等を図る観点から、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」に基づく各府省間における統計データの共有や提供に関する取組を着実に実施するとともに、利用者等のニーズや取組状況等を踏まえ、同計画の見直しを行うよう記述</li> <li>◇ 別表には、本文の記述とほぼ同内容の取組を行うよう記述</li> </ul>  |
| <b>平成24年度統計法施行状況報告の概要</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最適化計画に基づきデータ共用や提供を進め、登録件数等の充実を図るとともに、同計画のフォローアップの一環として実施評価報告書を作成し、同報告書に基づく取組の働きかけ等を毎年度実施していることから、「継続実施」との自己評価</li> </ul>   |
| <b>平成24年度統計法施行状況報告の評価</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政府統計共同利用システムの登録件数等は、着実に増加しているほか、操作の簡素化・検索機能の見直し等、利用環境の向上・高度化を進める取組も図られていることから、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められているものと評価。一方で、利用環境の一層の向上・利用者ニーズのより的確な把握や同システムのうち「統計情報データベース」の登録促進などについては、更なる取組の推進を図ることが必要</li> </ul>   |
| <b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計データを国民が容易に利用可能な形で適時に提供することは、統計の有用性の確保、報告者の理解と協力意識の醸成という観点からも重要な取組であり、更なる取組の発展・充実を図ることが必要</li> <li>○ また、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年6月14日閣議決定）においても、世界最高水準の電子政府の実現に向け、統計データの透明化・オープン化等を、次期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることと規定</li> </ul> <p><b>&lt;基本的な考え方&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 各府省は、国民に対する有用な統計データの提供を推進するために、政府統計共同利用システムの統計情報データベースへのデータ登録の拡充を図る。また、総務省統計局は、登録作業の簡素化・支援方策の検討などを通じて、データ登録の促進を図る。</li> <li>② 政府統計共同利用システムの情報提供機能の改善に当たっては、利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上の検討に活用するほか、API機能の提供や統計GISの充実等の技術的研究の推進等、統計データの高度利用についても検討する。</li> </ul> |
| <b>備考（留意点等）</b>   |   |

